

令和元年9月27日  
道路局路政課**「道路法施行令の一部を改正する政令」、  
「開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令」及び  
政省令関連告示の公布について**

消費税率の引上げ及び平成30年度の固定資産税評価額の評価替え等を踏まえ、道路占用料の額の改定等を行うため、「道路法施行令の一部を改正する政令」、「開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令」及び政省令関連告示を、本日、公布いたしました。

**1. 概要****<道路法施行令の一部を改正する政令関係>**

9月24日に閣議決定されました道路法施行令の一部を改正する政令が、本日公布されました。

※ 政令の内容は9月24日発表のとおり ([http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_001233.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001233.html))。

**<開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令関係>**

消費税率の引上げ及び固定資産税評価額の評価替え等を踏まえた、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令が、本日公布されました（一部改正内容は上記政令と同様）。

※ 開発道路とは、道道及び道の区域内の市町村道で、国土交通大臣が開発のために特に必要と認めて指定したものであり、国土交通大臣が占用料を徴収することとされています。

**<政省令関連告示関係>**

各市町村は、固定資産税評価額の平均を基に5つの級地に区分されており、この区分ごとに占用料の額が定められているところ、平成30年度に行われた固定資産税評価額の評価替えを踏まえて各区分に該当する市町村の見直しを行った政省令関連告示が、本日公布されました。

**2. スケジュール**

公布日：令和元年 9月27日（金）

施行日：令和元年10月 1日（火）（消費税率の引上げによる改正関係）

令和2年 4月 1日（水）（占用料の改定関係）

※ 「道路法施行令の一部を改正する政令」（9月24日閣議決定）と同様。

**3. パブリックコメントの結果**

本件に係るパブリックコメントの結果、4件のご意見が寄せられました。皆様のご協力に深く御礼申し上げます。

（パブリックコメントの結果については、公布にあわせて、「電子政府の総合窓口e-Gov」上に公表される予定です。）

**問い合わせ先**

国土交通省道路局路政課道路利用調整室 企画専門官 高橋 潤 （内線37-362）  
路政課 企画専門官 小宮 允 （内線37-332）

代表：03-5253-8111 FAX：03-5253-1616

直通：03-5253-8481（道路利用調整室）03-5253-8480（路政課本課）